

【表紙】

【発行登録追補書類番号】6ー外1ー17

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】2025年1月31日

【会社名】クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】マネージング・ディレクター・グローバル・マーケッツ・ディビジョン
(Managing Director Global Markets Division)
藤 崎 順 也

【本店の所在の場所】フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 後 藤 大 智
弁護士 原 口 夕梨花
弁護士 山 本 拓 歩

【連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1453
03-6775-1606
03-6775-1652
03-6775-1745

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】社債

【今回の売出金額】165,000,000インド・ルピー（円貨換算額323,400,000円）
（株式会社三菱UFJ銀行が発表した2025年1月29日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場1インド・ルピー＝1.96円の換算レートで換算している。）

【発行登録書の内容】

提出日	2024年9月11日
効力発生日	2024年9月20日
有効期限	2026年9月19日
発行登録番号	6ー外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
6―外1―1	2024年9月20日	143,183,040円	該当事項なし	
6―外1―2	2024年10月22日	504,707,400円	該当事項なし	
6―外1―3	2024年10月23日	163,905,000円	該当事項なし	
6―外1―4	2024年10月23日	434,000,000円	該当事項なし	
6―外1―5	2024年11月7日	298,440,000円	該当事項なし	
6―外1―6	2024年11月19日	2,080,000,000円	該当事項なし	
6―外1―7	2024年11月22日	1,225,770,000円	該当事項なし	
6―外1―8	2024年11月27日	148,785,600円	該当事項なし	
6―外1―9	2024年11月29日	490,000,000円	該当事項なし	
6―外1―10	2024年12月16日	735,000,000円	該当事項なし	
6―外1―11	2024年12月16日	641,766,200円	該当事項なし	
実績合計額		6,865,557,240円	減額総額	0円

(注1)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035年1月30日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債」（売価額の総額11,340,000豪ドル、円貨相当額1,114,381,800円）の売出しを行うために、2025年1月6日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号6-外1-12）を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注2)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月6日満期 米ドル建社債」（売出券面額の総額4,500,000米ドル、円貨相当額711,405,000円）の売出しを行うために、2025年1月10日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号6-外1-13）を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注3)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年1月28日満期 円建社債」（売出券面額の総額1,304,000,000円）の売出しを行うために、2025年1月22日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号6-外1-14）を関東財務局長に提出したが、2025年1月31日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注4)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035年2月26日満期トルコ・リラ建ゼロクーポン社債」（売出価額の総額33,488,000トルコ・リラ、円貨相当額146,342,560円）の売出しを行うために、2025年1月24日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号6-外1-15）を関東財務局長に提出したが、2025年2月26日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

(注5)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2035年2月28日満期 豪ドル建ゼロクーポン社債」（売出価額の総額12,390,000豪ドル、円貨相当額1,202,449,500円）の売出しを行うために、2025年1月31日に発行登録追補書類（発行登録追補書類番号6-外1-16）を関東財務局長に提出したが、2025年2月28日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

493,134,442,760円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポ レート・アンド・インベストメ ント・バンク 2030年2月25日満 期 インド・ルピー建社債（円 貨決済型）（別段の記載がある 場合を除き、以下「本社債」と いう。）(注1)	165,000,000 インド・ルピー (注2)	165,000,000 インド・ルピー (注2)	明和證券株式会社 東京都中央区八丁堀二丁目21番6号 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額	利率	利払日	償還期限
無記名式	100,000 インド・ルピー (注3)	年率6.80%	2月25日 および8月25日	2030年2月25日

- (注1) 本社債は、ユーロ市場においてクレディ・アグリコル・CIBの2024年5月10日付ストラクチャード・デット・イン
ストルメンツ・イシュアンス・プログラム（その後の修正を含み、以下「本プログラム」という。）に基づ
き、2025年2月27日（以下「発行日」という。）に発行される。本社債が証券取引所に上場される予定はない。
- (注2) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。
- (注3) 各本社債の満期償還は、額面金額である100,000インド・ルピーにつき、同額を該当する参照為替レート（下記
「2 売出しの条件 社債の概要 1 利息 (a)」に定義する。）で換算して計算される円貨額で円によりなさ
れる。詳細については「2 売出しの条件 社債の概要 2 償還および買入れ (a) 満期償還」を参照のこと。
- (注4) 本社債につき、クレディ・アグリコル・CIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信
用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含
む。）はない。
- なお、クレディ・アグリコル・CIBは、本書日付現在、ムーディーズ・フランスS.A.S（以下「ムーディーズ」
という。）によりA1の長期無担保優先債務格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）に
よりA+の長期発行体格付が、フィッチ・レーティングス・アイルランド（以下「フィッチ」という。）により
AA-の上位優先債務格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちにクレディ・アグリコル・CIBに
より発行される個別の社債に適用されるものではない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録
されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けて
おらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられ
ていない。
- ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・
ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会
社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：
金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公
表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[https://ratings.moodys.com/japan/ratings-
news](https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news)）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関
連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式
会社のホームページ（<http://www.spglobal.co.jp/ratings>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情
報」（<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」および
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の
「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」に
おいて、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の100.00%	2025年2月3日から 同年2月25日まで	額面 100,000 インド・ルピー単位	なし	売出人の日本国内の本店 および各支店
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- 1 本社債の発行日は2025年2月27日、受渡期日は、2025年2月28日（日本時間）である。
- 2 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- 3 認可譲受人（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (e) 規制償還または強制転売」に定義する。）に対し、認可譲受人の計算で、または認可譲受人のために、レギュレーションS（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (e) 規制償還または強制転売」に定義する。）に定義されるオフショア取引において、レギュレーションSに従って行うものを除き、いかなる場合でも、本社債を募集し、売却し、買入れし、またはその他の方法で譲渡してはならず、認可譲受人のみが本社債のポジションを保持することができる。

本社債は、合衆国税法の適用を受ける。一定の例外の下で、合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または米国人（下記「社債の概要 14 その他 (d) 様式、額面および所有権」に定義する。）に対して、米国人の計算で、もしくは米国人のために本社債を募集し、売却し、または交付してはならない。本段落において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）および同法に基づいて公表された規制において定義された意味を有する。

本社債は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）または合衆国のいずれの州その他の管轄のいずれの証券規制当局にも登録または承認を受けておらず、今後受ける予定もない。1936年合衆国商品取引法（その後の改正を含み、以下「CEA」という。）および同法に基づく商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の規則（以下「CFTC規則」という。）に基づき、クレディ・アグリコル・CIBの商品先物基金運営者として登録されており、または登録される予定がある者はいない。また、クレディ・アグリコル・CIBは1940年米国投資会社法（その後の改正を含む。）またはその他の合衆国の連邦法に基づき登録されておらず、また、登録される予定はない。さらに、上記当局は募集の実体面または本プログラムの正確性もしくは妥当性について判断または承認していない。これに反するいかなる表現も合衆国の刑事罰の対象である。

本社債は、SECまたは合衆国内の他の規制機関によって承認も不承認もされておらず、SECまたは合衆国内の他の規制機関は本プログラムの正確性もしくは妥当性または本社債の実体面について判断していない。これに反するいかなる表現も刑事罰の対象である。さらに、本社債は、CEAの対象となる商品の先渡し（またはそのオプション）を売却するための契約を構成せず、また、そのような契約として販売されていない。また、本社債の取引も本プログラムもCEAに基づきCFTCによって承認されていない。

- 4 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)指

- 令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(b)指令（EU）第2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)規則（EU）第2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、規則（EU）第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- 5 本社債は、英国（以下「UK」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(a)2018年EU離脱法（以下「EUWA」という。）により国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/565号第2条(8)号において定義されるリテール顧客、(b)2000年金融サービス市場法（以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）第2016/97号を補完するためにFSMAに基づいて制定された規制もしくは規則にいう顧客であって、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第600/2014号第2(1)条(8)号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(c)EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第2017/1129号第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、UKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、EUWAにより国内法の一部を形成している規則（EU）第1286/2014号（以下「UK PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってUKにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、UK PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。
- 6 本社債に關し、スイス連邦金融サービス法（以下「FinSA」という。）に基づく重要情報書面またはFinSAに基づく同等の文書は作成されておらず、したがって、スイスにおけるFinSAにいう民間顧客に対して本社債を募集または推奨してはならない。ここに「民間顧客」とは、(a)FinSA第4(3)条において定義される専門家顧客（FinSA第5(5)条に基づいてオプトインしていない者）もしくはFinSA第5(1)条において定義される専門家顧客、(b)FinSA第4(4)条において定義される機関顧客、または(c)FinSA第58(2)条に基づく資産運用契約を締結している民間顧客のいずれにも該当しない者をいう。

社債の概要

1 利息

- (a) 各本社債の利息は、上記「1 売出有価証券」に記載の利率で、利息開始日である2025年2月28日（当日を含む。）から2030年2月25日（当日を含まない。）までこれを付し、毎年2月25日および8月25日（以下、それぞれを「利払日」という。）に、利息開始日または直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの半年（以下、それぞれを「利息期間」という。）分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額100,000インド・ルピーの各本社債につき、3,400.00インド・ルピーである。ただし、最初の利息の支払は、2025年8月25日に、2025年2月28日（当日を含む。）から2025年8月25日（当日を含まない。）までの期間について行われるものとし、その金額は、額面金額100,000インド・ルピーの各本社債につき、3,343.33インド・ルピーとする。

ただし、当該インド・ルピー額の支払は、該当する参照為替レート決定日（以下に定義する。）に計算代理人（以下に定義する。）により決定された参照為替レート（以下に定義する。）を適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

2025年8月25日の利払円貨額 = 3,343.33インド・ルピー × 参照為替レート

それ以降の各利払日の利払円貨額 = 3,400.00インド・ルピー × 参照為替レート

利払日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、当該利払日は翌支払営業日に延期される。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該利払日はその直前の支払営業日となる。いかなる利息期間または当該利払日もしくはその他のいかなる利払日に支払われるべき利息額の調整は行われない。

用語の定義

本項(a)、下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」、下記「2 償還および買入れ (d) FATCA源泉徴収に係る償還」および下記「15 為替リンク債に関する特別規定」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「営業日」とは、(i)東京、(ii)ロンドン、(iii)ニューヨーク市および(iv)ムンバイにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「インド・ルピー」とは、インド・ルピー、すなわちインド共和国の法定通貨をいう。

「円／インド・ルピー参照レート」とは、関連する参照為替レート決定日または償還参照為替レート決定日（下記「2 償還および買入れ (a) 満期償還」に定義する。）の午後1時30分（ムンバイ時間）頃に為替価格ソースに公表され計算代理人がその単独の絶対的な裁量により決定する、日本円100単位あたりのインド・ルピーの単位（または端数）の数値として表示される円／インド・ルピー外国為替レートをいう。

「為替価格ソース」とは、リフィニティブ・スクリーンの「INRREF=FBIL」ページをいい、かかるレートが当該為替価格ソースにより関連する時刻に公表されない場合、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により決定する承継または代替ページ／出版物をいう。

「計算代理人」とは、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクをいう。

「参照為替レート」とは、インド・ルピー1単位あたりの円の単位（または端数）の数値として表示される、インド・ルピー／円為替レートをいい、以下の数式に従い計算代理人により決定される（小数第5位を四捨五入して小数第4位まで求める。）。ただし、下記「15 為替リンク債に関する特別規定」に服する。

参照為替レート = $100 \div \text{円／インド・ルピー参照レート}$

「参照為替レート決定日」とは、各利払日の5支払営業日前の日をいう。

「支払営業日」とは、代理契約（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(i)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ii)東京、(iii)ロンドン、(iv)ニューヨーク市および(v)ムンバイにおいて、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

「リフィニティブ・スクリーン」とは、リフィニティブのサービスにおいて指定される画面ページをいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本社債の未償還の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた値（以下「日数調整係数」という。）を乗じた金額とする。

$$\text{日数調整係数} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の数式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

別段の定めがある場合を除き、「社債の概要」におけるすべての計算において、(i)かかる計算により生じるすべてのパーセンテージは、必要に応じて0.00001パーセンテージ・ポイント未満を四捨五入し、(ii)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入（8番目の有効数字が5以上の場合、7番目の有効数字を切り上げる。）され、(iii)すべての支払期限の到来した通貨は当該通貨単位（以下に定義する。）未満を四捨五入する。本項において、「通貨単位」とは、かかる通貨が使用されている国で、法定通貨として有効である最小の単位をいう。

(b) 利息の発生停止

本1項において別段の規定がない限り、各本社債の利息（もしあれば）は、償還日以降はこれを付さない。ただし、正当な呈示の下で元金の支払が不当に留保または拒絶された場合は、この限りでない。この場合、(i)当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii)主支払代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「9 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日まで、償還日以降、利息が付されるものとする。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、クレディ・アグリコル・CIBにより、2030年2月25日（以下「満期償還日」という。）にインド・ルピーにより額面金額（以下「満期償還金額」という。）で最終的に償還されるものとする（ただし、下記「15 為替リンク債に関する特別規定」において、それに反する規定がされる場合がある。）。ただし、当該インド・

ルピー額の支払は、償還参照為替レート決定日に計算代理人により決定された参照為替レートを適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

$$\text{満期償還金額の円貨額} = 100,000 \text{インド・ルピー} \times \text{参照為替レート}$$

満期償還日が支払営業日以外の日にあたる場合には、満期償還日は翌支払営業日に延期される。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、満期償還日はその直前の支払営業日となる。満期償還金額の調整は行われない。

用語の定義

上記「1 利息 (a) 用語の定義」に加えて、「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「公正市場償還金額」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいと計算代理人のその単独の絶対的な裁量により決定され、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われない。ただし、以下を条件とする。

- (i) クレディ・アグリコル・CIBに関して、下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。
- (ii) 公正市場償還金額が下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還金額を以下「債務不履行前公正市場償還金額」という。）、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還金額決定日」という。）において未払いである場合、債務不履行前公正市場償還金額は、債務不履行後公正市場償還金額決定日に決定された公正市場償還金額（以下「債務不履行後公正市場償還金額」という。）に相当するとみなされ、債務不履行後公正市場償還金額は上記(i)に従いクレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。
- (iii) 公正市場償還金額は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(f) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる実行不可能性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還金額は、未払経過利息に係る金額を考慮して決定され、したがって、本社債が公正市場償還金額の支払により償還される場合にはその他の未払経過利息の金額は支払われない。

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がクレディ・アグリコル・CIBにより直接保有されているか関連会社（下記「14 その他 (e) 代理人 (ii) 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベシス・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。）を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社

の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたクレディ・アグリコル・CIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）（マーケット・ビッド／オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、クレディ・アグリコル・CIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)または(c)に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、クレディ・アグリコル・CIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還金額の支払は下記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

別段の定めがある場合を除き、公正市場償還金額による償還はインド・ルピー建てで決定される。

ただし、当該インド・ルピー額の支払は、償還参照為替レート決定日に計算代理人により決定された参照為替レートを適用する以下の算式に従って換算される円貨額（ただし、1円未満は四捨五入する。）で円によってなされる。

$$\text{公正市場償還金額の円貨額} = \text{公正市場償還金額} \times \text{参照為替レート}$$

「償還参照為替レート決定日」とは、満期償還日または本社債の償還日（期限前償還の場合）の5支払営業日前の日をいう。

(b) 税制変更による繰上償還

クレディ・アグリコル・CIBは、次の場合において、その選択により随時、30日以上60日以内の（取消不能の）通知を主支払代理人および下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して行うことにより本社債の全部（一部は不可）を償還できる。

- (i) 本社債の発行が承認された日以後に変更または修正の効力が発生する、課税管轄地域（下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に定義する。）の法律もしくは規則の変更もしくは修正により、またはかかる法律もしくは規則の適用もしくは公的な解釈の変更により、クレディ・アグリコル・CIBに本社債に基づく次の支払期日において、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に規定する追加額の支払義務が生じる場合で、かつ、
- (ii) クレディ・アグリコル・CIBが合理的な手段を講じることによっても、かかる義務を回避することができない場合

ただし、かかる償還の通知はクレディ・アグリコル・CIBにかかる追加額の支払義務が生じる最初の日の90日前の日より前には行われないものとする。

本項(b)に従い償還される本社債は、公正市場償還金額により償還される。

(c) 特別税制償還

クレディ・アグリコル・CIBが、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」記載の追加額の支払に関する取決めにもかかわらず、フランス法に基づき本社債の元利金の次の支払の際に、期限が到来した金額の全額を本社債の所持人に支払うことを禁止される場合、クレディ・アグリコル・CIBは、直ちに主支払代理人に対しかかる事実を通知する。その上で、クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人に対し7日以内の事前通知を行うことにより、直ちに、本社債の全部（一部は不可）を公正市場償還金額でクレディ・アグリコル・CIBが本社債に関してその時点において期限の到来した金額の全額につき支払を行うことができる最終の利払日に、償還しなければならない。ただし、当該通知

の期間の経過がかかる利払日の経過後である場合、当該通知に基づく本社債の所持人に対する償還期限は、下記のいずれか遅くに到来する日とする。

- (i) クレディ・アグリコル・CIBが、本社債に関し、その時点で期限が到来している全額の支払を行うことが実務的に可能な最終日
- (ii) 上記の主支払代理人に対する通知後14日目の日

(d) FATCA源泉徴収に係る償還

クレディ・アグリコル・CIBは、本項(d)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、クレディ・アグリコル・CIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

- (i) FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN
- (ii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに
- (iii) クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、
 - (A) クレディ・アグリコル・CIBが償還するFATCA関連社債、および
 - (B) クレディ・アグリコル・CIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、クレディ・アグリコル・CIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の期限前償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日以上後でなければならない。）を明記するFATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。クレディ・アグリコル・CIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(d)に従い償還される本社債は、公正市場償還金額により償還される。

本項(d)において、

「FATCA関連社債」とは、(i)当該社債に係る将来における支払についてクレディ・アグリコル・CIBがFATCA源泉徴収を行う（直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。）義務を負い、かつ、(ii)クレディ・アグリコル・CIBが利用可能な合理的措置を講じてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、下記「9 通知」に従ってクレディ・アグリコル・CIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、下記「9 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(d)に基づき支払が行われる銀行口座（または小切手による支払の場合は住所）を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、クレディ・アグリコル・CIBが主支払代理人および、（場合に応じて）下記「9 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

(e) 規制償還または強制転売

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の購入時点における認可譲受人でない者またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(i)かかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ii)かかる所持人に対して、本社債をレギュレーションSに従い合衆国(下記「3 支払(b) 本社債および利札の呈示」に定義する。)外に居住する認可譲受人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にいずれの本社債を上記(i)に従い償還するかまたは上記(ii)に従い売却するかは、クレディ・アグリコル・CIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還金額により行われる。

本項(e)において、

「認可譲受人」とは、以下ではない者をいう。

- (i) レギュレーションSにおいて定義される米国人
- (ii) 合衆国商品取引法に基づくCFTC規則4.7(CFTC規則4.7(a)(1)(iv)(D)における非合衆国人でない適格者の例外を除く。)において定義される非合衆国人以外の者
- (iii) 合衆国商品先物取引委員会により公布された一定のスワップ規制遵守に関する解釈ガイダンスおよび政策声明に記載される米国人
- (iv) 合衆国商品取引法に基づき適用された規制またはガイダンスにおいて定義されるその他の米国人。いずれの場合にもかかる定義はその後の改正を含む。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法(その後の改正を含む。)をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

(f) 違法性および不可抗力

クレディ・アグリコル・CIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に下記「9 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

- (i) 本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること
- (ii) 本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日(当日を含まない。)の後に発生した不可抗力事由(以下に定義する。)により、実行不可能または不可能となること

本項(f)において、

「不可抗力事由」とは、クレディ・アグリコル・CIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(i)クレディ・アグリコル・CIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および/または(ii)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

- (A) 政府当局またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入
- (B) 戦争(内戦その他)、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および/または騒乱の発生または宣言
- (C) サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機
- (D) 金融上、政治上もしくは経済上の事由(国内外の政治、法律、税金または規制条件の変更を含むがこれらに限られない。)またはクレディ・アグリコル・CIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の

執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、クレディ・アグリコル・CIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還金額を支払うものとする。支払は下記「9 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(g) 買入れ

クレディ・アグリコル・CIBおよびその子会社は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を（ただし、本社債が最終券面の無記名式社債（下記「14 その他 (d) 様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）である場合は、当該本社債に付されていた支払期日未到来のすべての利札と共に）買入れることができる。クレディ・アグリコル・CIBによりまたはクレディ・アグリコル・CIBのために買入れられた本社債は、クレディ・アグリコル・CIBの選択により、適用される法令に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

(h) 消却

クレディ・アグリコル・CIBにより消却のために買入れられたまたは償還されたすべての本社債は、償還時に当該本社債に付されていたまたは当該本社債と共に引き渡された支払期日未到来の利札と共に、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(g)に基づき消却のために買入れられた本社債は、（当該本社債と共に消却された支払期日未到来の利札と共に）主支払代理人に引き渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者が東京に所在する銀行に有する円建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、東京に所在する銀行を支払場所とする円建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債および利札の呈示

最終無記名券面に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、最終無記名券面に関する利息の支払は、上記の通り（下記の制限の下で）利札の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって行われるものとし、いずれの場合も、支払代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）の合衆国（「社債の概要」において、別途定義する場合を除き、アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

最終無記名券面の様式の本社債の場合、当該本社債は、それに付された支払期日未到来のすべての利札と共に支払のために呈示されなければならない場合、かかる呈示がなされない場合には、欠缺した支払期日未到来の利札について支払われるべき金額（一部支払の場合には、支払期日未到来の欠缺利札の総額に、一部支払がなされた金額が支払われるべき金額に占める割合を乗じた額）が支払額から控除

される。そのように控除された元金額は、（下記「10 消滅時効」に基づき当該利札が無効になっていると否とを問わず）当該元金額に係る関連日（下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に定義する。）の後10年が経過するまでの間いつでも、または（それより遅い場合は）、当該利札の支払期日が到来した日から5年が経過するまでの間いつでも、当該欠缺利札と引換えに上記の方法で支払われる（ただし、それ以後はいかなる場合においても支払われない。）。

最終無記名券面の償還期日が利払日でない場合には、直前の利払日（当日を含む。）または（場合により）利息開始日以降当該本社債について発生した利息（もしあれば）は、当該最終無記名券面と引換えによってのみ支払われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金および利息（もしあれば）の支払は、（下記の制限の下で）無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。各支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは（場合により）ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）の名簿上に、元金の支払と利息の支払とに分けて記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、クレディ・アグリコル・CIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いクレディ・アグリコル・CIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、クレディ・アグリコル・CIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、クレディ・アグリコル・CIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債または利札に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債または利札の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債または利札に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 通貨が利用できない場合の支払

本項(e)は、本社債に関してインド・ルピーにより支払が行われるべき場合であって、クレディ・アグリコル・CIBが、合理的に制御できない状況のためにかかるインド・ルピーによる支払を行うことができないか、今後不可能となる（または実務上不可能であるか、今後実務上不可能となる）とき（以下「通貨利用不能事由」という。）に適用され、かかる事由には、(i)関連政府当局によって課された制裁もしくは為替管理、または、(ii)クレディ・アグリコル・CIB、代理人もしくは主支払代理人、関連決済機関もしくはそれらの口座取引銀行に適用される制限もしくは管理のうち、いずれの場合にお

いてもクレディ・アグリコル・CIBから本社債の所持人へのインド・ルピーの移動を妨げ、または不可能ならしめるものを含むが、それらに限定されない。

クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人が、特定の予定された支払またはクレディ・アグリコル・CIBが行うべき本社債の所持人への支払（以下「被影響支払」という。）に関して、通貨利用不能事由が発生したと判断した場合、クレディ・アグリコル・CIBは、計算代理人が適切と考えるスクリーン・レートまたはその他の相場を参照することで、計算代理人によって定められる日時に、適切な銀行間市場において、該当する額のインド・ルピーと代用通貨との交換に提供される直物為替レート（以下「直物為替相場」という。）に基づき、代用通貨による被影響支払を行うことにより、その義務を果たす権利を有する。本項(e)に基づく代用通貨による被影響支払は、本社債に基づくクレディ・アグリコル・CIBの義務違反やその他の債務不履行事由を構成するものではない。

通貨利用不能事由が発生した場合、特定の被影響支払に関し、インド・ルピーについての言及は代用通貨についての言及とみなされるものとする。

当該金額が代用通貨で支払われる予定の日の4営業日前までに、またはその4営業日以内に通貨利用不能事由が発生した場合は合理的に可能な限り速やかに、クレディ・アグリコル・CIBは本社債の所持人に対し、(i)通貨利用不能事由が発生したと判断されたこと、および(ii)該当する被影響支払が行われる代用通貨に関する通知（以下「影響支払通知」という。）を送付する（計算代理人または主支払代理人のために写しを交付する。）。クレディ・アグリコル・CIBはその後、合理的に可能な限り速やかに本社債の所持人に対して適用される直物為替相場を明記した通知を送付する（計算代理人または主支払代理人のために写しを交付する。）。関連する被影響支払は、関連する影響支払通知が本社債の所持人に対して送付された後、通貨利用不能事由が存在するか否かまたは継続しているか否かにかかわらず、代用通貨にて支払われる。ただし、通貨利用不能事由が生じている将来の支払に関してさらなる影響支払通知が送付された場合を除き、かかる将来の支払は、当初の契約通貨にて行われる。

本項(e)において、クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人による決定は、誠実かつ商業的に合理的な方法で行われるものとし、すべての当事者を拘束するものとする。

本項(e)において、

「関連決済機関」とは、フランス通貨金融法典の第L.441-1条に列挙されている中央預託機関または証券清算・決済システム運営機関をいう。

「代用通貨」とは、インド・ルピーとの交換のための銀行間市場における市場環境および流動性を考慮して、計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法で本社債に適切であるとして選択される通貨をいう。ただし、代用通貨は、ユーロ（もしくはその承継通貨）またはカナダ、日本、UK、オーストラリアもしくは米国の法定通貨のいずれかとする。

(f) 一般

計算代理人、クレディ・アグリコル・CIB、ディーラー（以下に定義する。）または代理人（下記「14 その他 (b) 代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還金額その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

本項(f)において、

「ディーラー」とは、クレディ・アグリコル・CIBをいう。

(g) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、適用される法律により認められる範囲において、以下のものを含むものとみなす。

(i) 下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に基づき、元金に関し支払われることのある追加額

(ii) 本社債の満期償還金額

(iii) 本社債の公正市場償還金額

「社債の概要」において、本社債に関する利息には、場合により、下記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」に基づき、利息に関し支払われることのある追加額を含むものとみなす。

4 通貨変更（予定支払通貨停止事由）

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

- (a) 計算代理人は、本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転換される。かかる転換は、下記「9 通知」に従いクレディ・アグリコル・CIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(i)本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務の全部は代替支払通貨建で支払われ、(ii)本社債の要項はこれに従って解釈され、また(iii)計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。
- (b) 計算代理人が、上記(a)に従い本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するクレディ・アグリコル・CIBの支払義務は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする（例えば、計算代理人がかかる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。）。
- (c) クレディ・アグリコル・CIBは、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部（一部は不可）を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建（適用ある場合）またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還金額にて償還されるものとする。

クレディ・アグリコル・CIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本4項において計算または決定を行う際、計算代理人は関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの社債についてもクレディ・アグリコル・CIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。クレディ・アグリコル・CIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本4項に従いクレディ・アグリコル・CIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本4項において、

「予定支払通貨」とは、日本円をいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

5 本社債の地位

本社債および本社債に関する利札は、クレディ・アグリコル・CIBの直接、非劣後、上位優先（フランス通貨金融法典第L.613-30-3-I-3条の意義の範囲内におけるところによる。）かつ無担保の債務を構成し、現在および将来において、本社債相互の間および（上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き）その時々クレディ・アグリコル・CIBの未償還の他の一切の非劣後、上位優先かつ無担保の債務との間で同順位であり、また、クレディ・アグリコル・CIBが負担するその他の一切の既存のまたは将来の直接、非劣後、上位優先、無条件かつ無担保の債務（法律により優先されるものを除く。）と少なくとも同順位である。

6 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててクレディ・アグリコル・CIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還金額が支払われるべきものとなる。

- (a) いずれかの本社債の元金または利息がその支払期日に支払われず、利息の支払についてはかかる不履行が、かかる旨の書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からクレディ・アグリコル・CIBが受領したときから15日間以上継続した場合。ただし、クレディ・アグリコル・CIBが当該期間の満了前にかかる不履行を治癒した場合はこの限りではない。
- (b) クレディ・アグリコル・CIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、（通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き）クレディ・アグリコル・CIBがかかる不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からクレディ・アグリコル・CIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。
- (c) クレディ・アグリコル・CIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、クレディ・アグリコル・CIBの法律上の清算手続（liquidation judiciaire）もしくは事業全体の譲渡（cession totale de l'entreprise）について判決がなされた場合、クレディ・アグリコル・CIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはクレディ・アグリコル・CIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合（ただし、新設合併、吸収合併、その他の事業体への資産の全部または大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設事業体、存続事業体または譲受事業体の信用力が、かかる行為の前のクレディ・アグリコル・CIBよりも著しく悪化していない場合を除く。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債、利札または代理契約の条項を特別決議（代理契約に定義される。）により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。クレディ・アグリコル・CIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10%以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、クレディ・アグリコル・CIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50%以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債または利札の特定の規定の修正（本社債の償還期日もしくは利払日の修正、本社債の元金もしくは利率の減額もしくは取消、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。(a)社債権者集会で採択された特別決議または(b)本社債の所持人すべてによりもしくは本社債の所持人すべてのために署名された書面をもって採択された特別決議もしくは本社債が決済機関によりもしくは決済機関のために保有されている場合にかかる決済機関の電子通信システムを介して伝達される電子承認によりなされた特別決議の承認は、（集会で採択された特別決議の場合には）出席の有無にかかわらず、本社債の所持人すべてを拘束し、また利札の所持人すべてを拘束する。

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく（またかかる本社債の所持人もしくは利札の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく）、以下の点について、本社債の要項、利札または代理契約の修正を実施することができる。

- (a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および／または
- (b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは(i)法律もしくは規制の強行規定、(ii)クレディ・アグリコル・CIBを監督する規制当局の規則もしくは要求もしくは(iii)本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人および利札の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(a) フランスの租税

本社債および利札に係る元金および利息の支払はすべて、課税管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる（ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合（以下「グロスアップ事由」という。）を除く。）。

グロスアップ事由が発生した場合、クレディ・アグリコル・CIBはフランスの法律により認められる最大限の範囲で、本社債の所持人または利札の所持人がかかる源泉徴収または控除の後に受領する本

社債の元金または利息の純受取額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本社債または利札について受領したであろう金額と等しくなるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は以下の場合には支払われないものとする。

- (i) 支払のためにフランスで本社債または利札が呈示された場合
- (ii) 本社債または利札を保有する以外に、課税管轄地域と何らかの関連を有することを理由として、かかる税金、賦課金を負担する所持人またはかかる所持人を代理する第三者に対する場合
- (iii) 居住申告または非居住申告を含む（これに限定されない。）申告またはその他の表明を行えば、源泉徴収または控除を免除されたであろうが、怠った所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合
- (iv) 関連日後30日を過ぎて支払のために本社債または利札が呈示された場合（ただし、本社債の所持人または利札の所持人がかかる30日目（かかる日が支払営業日であったと仮定すれば）に支払のためにこれを呈示していたならば受領することができた当該追加額を除く。）
- (v) EU加盟国内の別の支払代理人に本社債または利札を呈示したならば、かかる源泉徴収または控除を回避できたであろう所持人によりまたはその者に代わって支払のために本社債または利札が呈示された場合
- (vi) 所持人がフランスの一般租税法典（Code général des impôts）第238-0 A条の意義の範囲内における非協調国または地域に所在しもしくは設立されているかまたは口座を開設している場合

「社債の概要」において、

「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局をいう。

「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日をいう。

(b) FATCA

本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合衆国財務省規則（以下「FATCA」という。）に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ルクセンブルグまたはその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連するいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、クレディ・アグリコル・CIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

(c) 租税情報の交換

経済協力開発機構（以下「OECD」という。）は、包括的かつ多国間における自動的情報交換（以下「AEOI」という。）を世界規模で実現するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。欧州連合の加盟国間でCRSを実施するため、2014年12月9日、課税分野における強制的な自動的情報交換に関する指令第2011/16/EU号を改正する理事会指令第2014/107/EU号（以下「ユーロCRS指令」という。）が採択された。

CRS法に基づき、前暦年に関連する情報につき、毎年9月30日までに情報交換が適用される。ユーロCRS指令に基づき、前暦年に関連するデータにつき、毎年9月30日までに加盟国の地方税務当局に対し

てAEOIを適用しなければならない。さらに、フランスおよびルクセンブルグは、CRSに基づき自動的に情報を交換するために、OECDの権限ある当局による多国間合意（以下「多国間合意」という。）に署名した。多国間合意は、非加盟国間でのCRSの実施を目的としており、国ごとに合意を結ぶ必要がある。

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令第2011/16/EU号（その後の改正を含む。）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(d) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税と地方税が源泉所得税として課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができる。日本国の内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上、国税が源泉所得税として課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

なお、日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債の利息、譲渡益および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。かかる新聞への掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日付、または複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求されるすべての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

最終券面が発行されるまでは、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために本社債を表章している大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日からユーロ

クリアおよび／またはクリアストリームにおける1営業日後に本社債の所持人になされたものとみなされる。

本社債の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本社債と共に主支払代理人に預託するものとする。大券が各本社債を表章している間も、本社債の所持人は、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームが認める方法で、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームにかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本社債および利札は、それぞれの関連日から元本の支払については10年、利息については5年の期間内に元本および／または利息に関して請求がなされない場合は失効する。

11 表明、認識および誓約

(a) 表明および認識

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、当該本社債の所持人に関する以下のすべての記載が本社債の引受または購入の日において真実かつ正確であることを確認する。

- (i) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBおよびクレディ・アグリコル・CIBのグループ会社（以下「本グループ」という。）のその他の構成員に対する調査について、自ら独立した評価を行うことに単独で責任を負う。本プログラムの公表を除き、本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に関連する追加情報の提供を受けるために、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員に依拠しておらず、また今後も依拠しない。
- (ii) 本社債への投資または保有に伴う明確かつ潜在的に大きなリスクにかかわらず、本社債の所持人による本社債の購入は(A)その財務上の需要、目的および状況に完全に合致しており、(B)適用されるすべての投資方針、ガイドラインおよび制限に準拠しており、(C)自身に適した適切な投資である。本社債の所持人は、必要に応じて、独立した専門家の十分な助言を得て、本社債への投資の適法性、メリットおよびリスクを自ら評価している。
- (iii) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBまたは本グループのその他の構成員からのいかなる連絡（書面または口頭）についても、投資助言または本社債の購入の推奨として依拠していない。
- (iv) 本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIBおよび本グループのその他の構成員のいずれも、本社債に関して、受託者や助言者として、または本社債の所持人の代理人として行動していないことを認識している。
- (v) 本社債の所持人による本社債の引受または購入は、その法人設立管轄地および運営管轄地（異なる場合）の法律の下で合法であり、かかる引受または購入は、本社債の所持人に適用される法律または規制に反していない。
- (vi) 本社債の所持人は、本グループの構成員から受け取ったいかなる連絡（書面または口頭）も、本社債の期待される成果やパフォーマンスについての保証または確約とはみなされないことを認識している。本社債の所持人は、満期償還日に支払われる額面金額が本社債の記載額面金額を下回るか、あるいはゼロになる可能性があることを認識している。

- (vii) 本社債の所持人は、本プログラムが、発行日またはそれ以前に受け取った本社債に関するタームシートの全体について優先し、本プログラムのみが本社債の法的拘束力のある条件を構成していることを認識し、同意する。
- (viii) 本社債の所持人（本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーとして行為する場合を除く。）は、自己の計算において本人として、および／またはその後第三者の口座に移すために、本社債を購入している。
- (ix) 本社債の所持人が、本プログラムに基づき選任されたディーラーまたは本社債の販売代理人として行為し、発行価格を下回る金額で本社債を取得する場合および／または取引に関連して手数料を受け取る場合、かかるディーラーまたは販売代理人は、適用される法律、規則、規定または最善の市場慣行の要求に応じて、投資家に対して適切な開示をする全責任を負う。
- (x) 本社債の所持人が、本社債をいずれかの第三者に譲渡する場合、本社債の所持人は、(A)かかる第三者にとっての本社債の適合性および適切性の評価に関する全責任を負うこと、(B)取引に影響のある関連するすべての法律、規則および規定を遵守すること、ならびに本社債を第三者に販売するために必要な政府その他の承諾または承認（「本人確認」、マネーロンダリング防止、反テロリズムおよび贈収賄に関するいかなる法律、規則、規定も含むが、これらに限定されない。）を取得すること、(C)当該譲渡に関し、本社債の所持人自身が本グループの構成員と協力関係、提携関係、共同経営関係を有し、またはその代理人として行動していると表示しないこと、(D)いずれの譲受人も、すべての取引の前に本社債に関する十分な情報を受け取り、またはこれへのアクセスを与えられることを確保すること、(E)いかなる譲渡も本プログラムに記載されるすべての販売規制に従って実施することに同意する。

(b) 情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

- (i) 法務、税務または規制上の事項に関して、クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（クレディ・アグリコル・CIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にクレディ・アグリコル・CIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (ii) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をクレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (iii) クレディ・アグリコル・CIB（またはクレディ・アグリコル・CIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(A)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(B)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、クレディ・アグリコル・CIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

12 準拠法および裁判管轄

本社債、利札およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務はイングランド法に準拠するものとし、これに従って解釈される。商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-1条から第470-19条までの規定を含まない。本社債の所持人は、商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-21条に基づくいかなる行為も行ふことができない。

(a) 当事者らは、イングランドの裁判所が本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生ずるあらゆる紛争（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債および／もしくは利札から生じ、または本社債および／もしくは利札に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）（本社債および／もしくは利札に起因してまたは本社債および／もしくは利札に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかると裁判所に提起しなければならないことに合意する。

当事者らは、かかる訴訟手続の裁判管轄をかかると裁判所に置くことに對し当事者ら（またはそのいずれか）が現在または将来において有し得る異議申立ておよびかかる訴訟手続が不都合な法廷地で提起されたとの主張を、ここに取消不能の形でイングランドの管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、イングランドの裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、当事者ら（またはそのいずれか）に対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに關し、ここに取消不能の形で合意する。

(b) 疑義を避けるため付言すると、上記(a)および本項(b)の規定は、規則（EU）第1215/2012号（以下「ブリュッセル改正規則」という。）に基づく当事者らの権利に影響を与えず、その規定の効力は、ブリュッセル改正規則に従い管轄権を有する裁判所の管轄権を制限しない。

本社債の条項を実施するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、現在イングランドに事務所を有し、ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに所在するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたはイングランドに事務所を有さなくなったときは本社債についての訴訟手続に関するイングランドにおける送達代理人として他の者を任命することを約束する。

本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

クレディ・アグリコル・CIBは、代理契約、適用される捺印証書およびイングランド法ディード・オブ・コベンタンのそれぞれに關して、イングランドの裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

13 バイルイン

(a) 認識

本社債のシリーズのその他の条項またはクレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人の間のその他の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債を取得することにより、各本社債の所持人（本13項において、本社債の各実質的保有者を含む。）は、以下について認識し、受諾し、同意し、合意する。

(i) 関連破綻処理当局（以下に定義する。）によるバイルイン権限（以下に定義する。）の行使の効果（以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。）に服すること。

(A) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額

(B) 本支払金額の全部または一部の、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換（それに伴う本社債の所持人に対するかかる株式、有価証券または債務の発行）（本社債の条項の修正、改定または変更による場合を含む。）。この場合、本社債の所持人は、本社債に基づく権利の代わりに、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者にかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(C) 本社債の消却

(D) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは本社債の利息の支払期日の変更（支払を一時的に停止することによるものを含む。）、および

(ii) 本社債の条項は、関連破綻処理当局によるバイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（SRB）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および／または、その時々においてバイルイン権限を行使する権限を有し、またはバイルイン権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典第L.613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「バイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランスの有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めると共に規則（EU）第1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第806/2014号（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に基づくもの、またはその他フランス法に基づき生じたものを含むがこれに限定されない。）、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（またはその関連会社）の債務の（一部または全部の）減額、消却、

停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（またはその関連会社）の有価証券もしくは保証状の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限を意味する（破綻処理における措置後のペイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施またはその他に関連しているかを問わない。）。

「本支払金額」とは、適用される「社債の概要」に従った、本社債に基づき支払われる金額をいう。

(b) 利息およびその他の支払金額の残高の支払

本支払金額の返済または支払がそれぞれ期日を迎える時点においてクレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループ企業に適用あるフランスおよび欧州連合における有効な法令に基づきクレディ・アグリコル・CIBが当該返済または支払を行うことが許される場合を除き、クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払も支払期限が到来せず、支払もなされないものとする。

(c) ペイルインの結果として債務不履行事由を構成しないこと

クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額のクレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行の事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、かかる本社債の所持人に対して救済（衡平法上の救済を含む。）（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらしものではないものとする。

(d) 本社債の所持人への通知

関連破綻処理当局により本社債に関するペイルイン権限が行使された場合、クレディ・アグリコル・CIBは、当該ペイルイン権限の行使について、上記「9 通知」に従い、可能な限り速やかにかかる本社債の所持人に対して書面により通知する。また、クレディ・アグリコル・CIBは、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するものとするが、主支払代理人は、かかる通知をかか本社債の所持人に送付する義務を負わないものとする。クレディ・アグリコル・CIBが通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記(a)に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(e) 代理人の義務

関連破綻処理当局によりペイルイン権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に関連して(i)代理人は本社債の所持人からいかなる指示も受ける必要がなく、(ii)代理契約はいかなる代理人に対しても職務を課すものでもない。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人が代理契約の改定に従って合意する場合その合意

の範囲内で、代理契約に基づく代理人の義務は、かかるペイルイン権限の行使の完了後も、引き続き
本社債に関して適用があるものとする。

(f) 按分

関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された
場合、代理人がクレディ・アグリコル・CIBまたは関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除
き、ペイルイン権限に基づいて関連シリーズの本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按
分計算により行われる。

(g) 包括的条項

本13項に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、クレディ・アグリコル・CIBお
よび本社債の所持人間のその他のいかなる契約、取決めまたは合意をも除外するものとする。

14 その他

(a) 代わり社債券および代わり利札

本社債または利札が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所に
おいて、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、クレディ・アグリコル・CIBが合理的に要求
する証拠および補償の提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本
社債または利札については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(b) 代理契約

本社債および利札は、クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバン
ク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記
載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称さ
れ、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2024年5月10日付
の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下
「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(c) 承継

(i) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、クレディ・アグリコル・CIB（かかる用語は、本項(c)においてのみ、本項(c)
に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてクレ
ディ・アグリコル・CIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継
することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

- (A) (1)承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を
作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わ
り、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約および適用されるディード・オブ・コベ
ナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人（かかる用語は、本項(c)
においてのみ、利札の所持人を含む。）のために、「社債の概要」ならびに代理契約および適
用されるディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(2)クレディ・アグリコ
ル・CIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するも
のとし、それに基づきクレディ・アグリコル・CIBは、主要な債務者として承継債務会社の支

払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(3)承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、承継が完全な効力を有するために必要なその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。

- (B) 上記(A)または下記(C)の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、かかる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な上記「8 課税上の取扱い (a) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。
- (C) 書類は、承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(1)承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBの義務に関するクレディ・アグリコル・CIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBのそれぞれの義務の履行に必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(2)書類に基づいて各承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。
- (D) 承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (E) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からクレディ・アグリコル・CIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するクレディ・アグリコル・CIBの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (F) クレディ・アグリコル・CIBは、主支払代理人に対し、イングランドの主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してクレディ・アグリコル・CIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類はイングランド法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、クレディ・アグリコル・CIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (G) 承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受けるイングランドの代理人として、上記「12 準拠法およ

び裁判管轄」においてクレディ・アグリコル・CIBにより任命された送達代理人またはイングランドに事務所を有する他の者を任命していること。

(ii) 承継債務会社による引受け

上記(i)(A)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A)承継債務会社は、クレディ・アグリコル・CIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B)これに基づき、本社債、適用されるディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ（文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。）、(C)クレディ・アグリコル・CIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(iii) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはクレディ・アグリコル・CIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびクレディ・アグリコル・CIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(iv) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(v) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、クレディ・アグリコル・CIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮する義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もクレディ・アグリコル・CIBに要求する権利を有しないものとする。

(d) 様式、額面および所有権

本社債は、無記名式（以下「無記名式社債」という。）であり、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、インド・ルピー建てで、各社債券の額面金額は100,000インド・ルピーである。最終無記名券面は、利札付で発行される。

以下に記載される条件に従って、本社債および利札の所有権は、受渡により移転する。クレディ・アグリコル・CIBおよびいずれの代理人も（支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債もしくは利札の所有に係る注記、券面上の記載または本社債もしくは利札の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債または利札の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元利金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して合衆国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はトランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金、利息（もしあれば）およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者がレギュレーションSにおいて定義される米国人（U.S. Person）（以下「米国人」という。）でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される。）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、合衆国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた利息、元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金、利息（もしあれば）またはその他の金額の支払は、証明書を要せずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を利札付の最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をクレディ・アグリコル・CIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または(iii)クレディ・アグリコル・CIBの所在地における法改正により、本社債が最終無記名券面の様式であったなら被らなかつたであろう、不利益な税務効果をクレディ・アグリコル・CIBが被るかもしくは被ることとなるときをいう。クレディ・アグリコル・CIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことが

でき、上記(iii)に規定される交換事由が発生した場合には、クレディ・アグリコル・CIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債およびかかる無記名式社債に関連するすべての利札に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165条(j)および第1287条(a)に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、合衆国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債または利札に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債または利札に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(e) 代理人

(i) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャファー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

クレディ・アグリコル・CIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および／または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および／または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(A) 主支払代理人を常置すること

(B) ヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の上記の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人または利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(ii) 計算代理人

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人は速やかにクレディ・アグリコル・CIBおよび代理人に通知するものとし、クレディ・アグリコ

ル・CIBは、（下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している）計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場（または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場）に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、クレディ・アグリコル・CIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

計算代理人が何らかの理由で利息期間における利率または利息を決定または計算しない場合、クレディ・アグリコル・CIBがその行為を行う（またはそれに代わり代理人を指名する）ものとし、かかる決定および計算は、計算代理人によりなされたものとみなされる。その際、クレディ・アグリコル・CIBは、すべての状況において、自らの意見でその行為を行うことができ、また他のあらゆる点において誠実かつ合理的とみなされる方法により行為する範囲において、上記「1 利息」および「3 支払」の規定を、必要な修正を加えて適用するものとする。

クレディ・アグリコル・CIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人（それがクレディ・アグリコル・CIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。）は、クレディ・アグリコル・CIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人または利札の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人もしくは利札の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、クレディ・アグリコル・CIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

「社債の概要」において、

「関連会社」とは、ある事業体（以下「第一事業体」という。）に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配（以下に定義する。）されている事業体、第一事業体を直接的もしくは間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。なお、ここで、「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

(iii) 決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってクレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、適用される法律により認められる範囲において、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的なものであり、クレディ・アグリコル・CIB、代理人および本社債の所持人に対して拘束力を有する。

とりわけ、上記「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはクレディ・アグリコル・CIBにより成されたか否かにかかわらず、適用される法律により認められる範囲において、（明白な誤りがある場合を除き）クレディ・アグリコル・CIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべて

の本社債の所持人および利札の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、クレディ・アグリコル・CIB、本社債の所持人または利札の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、クレディ・アグリコル・CIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、クレディ・アグリコル・CIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、および下記に従い、クレディ・アグリコル・CIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。計算代理人が、本社債の要項に基づき管理機関／ベンチマーク事由（以下に定義する。）により行動し、決定し、判断を下すことを要求される場合にはいつでも（下記「15 為替リンク債に関する特別規定」におけるこれに反する規定にかかわらず）、(A)誠実で、商業的に合理的な方法により、および関連市場情報（以下に定義する。）を参照することにより、ならびに(B)(1)適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマーク（以下に定義する。）を決定するための適用される法律または規制に基づき、いかなる時も非合法になっておらず、もしくはなることがなく（もしくはかかる時点において決定がなされる場合には非合法とならない。）、(2)適用されるフォールバックに従って、関連ベンチマークを決定するために適用される許可要件に違反することなく（もしくはかかる時点において決定がなされる場合にはかかる許可要件に違反しないこととなる。）、または(3)計算代理人、クレディ・アグリコル・CIBまたはその関連会社が重要な追加規制義務の対象とならない方法により、これを行う。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「管理機関／ベンチマーク事由」とは、(A)商業的に合理的な方法により行動する計算代理人による、関連ベンチマークもしくは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定、承認もしくは公的登録への組入れがなされていないか、もしくはなされなくなること、または管轄権を有する関連当局もしくはその他の関連する公的組織により関連ベンチマークもしくは関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーに関する授権、登録、認識、是認、同等の決定、承認もしくは公的登録への組入れが棄却、拒絶、停止もしくは撤回されているか、もしくは棄却、拒絶、停止もしくは撤回されることについてのベンチマーク公開情報に基づく決定（いずれの場合も、クレディ・アグリコル・CIB、計算代理人またはその他の事業体为本社債に基づくまたは本社債に関するそれぞれの義務を履行するために関連ベンチマークを使用することが、適用される法律もしくは規制により許可されていないか、または許可されなくなる効果を有するもの。）、および(B)かかる決定についてのクレディ・アグリコル・CIBへの通知をいう。

「関連市場情報」とは、ある決定に関して、以下に掲げる種類の情報のうち1または複数を含むがこれに限られない、関連する情報をいう。

(A) 1または複数の第三者から提供される、代替ベンチマーク、関連レート、価格、利回り、利回り曲線、ボラティリティ、スプレッド、コリレーションまたは関連する市場におけるその他の

関連する市場情報を含むがこれらに限られない、関連する市場における関連する市場情報から構成される情報、または

- (B) かかる情報が、計算代理人が同様の取引の調整または評価に使用する情報と同じ種類の場合、内部のソース（いずれかの計算代理人の関連会社を含む。）から得られる上記(A)で規定される種類の情報

関連市場情報は、上記(A)に基づく情報を含む（ただし、当該情報が容易に入手可能でない場合および当該情報を使用して決定を下した際に商業的に合理的でない結果を生み出す場合を除く。）。上記(A)に従って市場情報を提供する第三者は、中央清算機関、取引所、関連する市場におけるディーラー、関連する商品のエンド・ユーザー、情報ベンダー、ブローカーおよびその他の知られた市場情報のソースを含むが、これらに限られない。

「関連ベンチマーク」とは、本社債のシリーズに関して、円／インド・ルピー参照レートをいう。

「特定公的ソース」とは、ブルームバーグ、ロイター通信社、ダウジョーンズ・ニュースワイヤー、ウォールストリートジャーナル、ニューヨーク・タイムズ、日本経済新聞、朝日新聞、読売新聞、フィナンシャル・タイムズ、レゼコー、オーストラリア・フィナンシャル・レビューおよび後継出版物、関連ベンチマークの管理機関またはスポンサーが設立または組織される国におけるビジネス・ニュースの主要なソースおよびその他の出版または電子配信される国際的に認められたニュース・ソースのそれぞれをいう。

「ベンチマーク公開情報」とは、管理機関／ベンチマーク事由に関して以下のいずれかまたは両方をいう。

- (A) (1) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーまたは(2) 関連ベンチマークの管理機関もしくはスポンサーの監督もしくは関連ベンチマークの規制に責任を負う国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局から受領するまたはそれらにより公表される情報。ただし、上記(1)および(2)に規定される種類の情報が公開されていない場合には、かかる情報の機密保持に関連する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく公開され得る場合に限り、その情報はベンチマーク公開情報を構成することができる。または、
- (B) 特定公的ソースにおいて公表された情報（かかる情報を取得するために読者または利用者が手数料を支払うかどうかを問わない。）

上記(A)に規定される種類の情報に関連して、計算代理人は、かかる情報は、かかる情報の機密保持に関する法律、規制、契約、合意またはその他の制限に違反することなく計算代理人またはその関連会社に開示されたものであり、かかる情報を提供する当事者がいかなる措置も講じておらず、管理機関もしくはスポンサーまたは当該国家、地域もしくはその他の監督当局もしくは規制当局との間でかかる情報を計算代理人もしくはその関連会社に開示することにより違反されるまたはかかる開示を妨げるいかなる契約または合意も締結していないとみなすことができる。

(f) 追加発行

クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人または利札の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債、または初回の利息額および利払日を除くすべての点において本社債と同じである社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

15 為替リンク債に関する特別規定

- (a) 本社債が、本15項に従い早期に償還される場合を除き、利息または満期償還金額の決定が市場障害事由（下記「(c) 市場障害事由 (i) 市場障害事由」に定義する。）または予定外休日（下記「(b) 一般的定義」に定義する。）の発生により延期された場合、
- (i) かかる金額（以下「影響後金額」という。）の支払は、かかる金額の支払予定日に行われるか、または（それに遅れた場合は）、(A)判定為替レート決定日（下記「(b) 一般的定義」に定義する。）および(B)障害最終日（下記「(b) 一般的定義」に定義する。）のいずれか最初に発生した日から2支払延長日（下記「(b) 一般的定義」に定義する。）後の日に行われ、
- (ii) かかる影響後金額は、影響後金額の支払の延期に関して、いかなる利息またはその他支払金額もなしに支払われる。

(b) 一般的定義

本15項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「価格ソース障害」とは、(i)参照為替レートおよび関連する日に関し、かかる日（またはかかる日におけるレートが関連する価格ソースにより通常発表される日）にかかる参照為替レートを取得することが不可能となったこと、または(ii)管理機関／ベンチマーク事由が発生することをいう。

「為替営業日」とは、営業日をいう。

「観察日」とは、各参照為替レート決定日もしくは償還参照為替レート決定日をいう。

「基準通貨」とは、日本円をいう。

「国有化事由」とは、特定通貨に関し、政府機関が徴収、没収、請求、国有化およびその他の行為により、クレディ・アグリコル・CIBの特定通貨管轄地域におけるすべてのまたは実質上すべての資産を剥奪することをいう。

「最小額」とは、参照為替レートに関し、流動性欠如事由の定義において、関連する時刻の関連する市場における単一の取引に関し表示される金額（計算代理人により決定される。）をいう。

「最長障害日数」とは、5為替営業日をいう。

「参照通貨」とは、インド・ルピーをいう。

「支払延長日」とは、支払営業日である日をいう。

「支払拒否」とは、本社債に関し、政府機関債務不履行事由の定義において、関連する政府機関が証券、借入金に係る債務もしくは保証の一部またはすべてを破棄、放棄、拒否もしくは拒絶、または重要な点においてそれらの有効性に異議を唱えることをいう。

「障害日」とは、市場障害事由または予定外休日が発生したまたは継続している日をいう。

「障害最終日」とは、市場障害事由または予定外休日の発生に関し、予定観察日の直後の最長障害日数の連続した為替営業日のうち最終の日をいう。

「状況激変事由」とは、参照為替レートに関し、特定通貨について、特定通貨管轄地域におけるクレディ・アグリコル・CIBが制御できない事由（市場障害事由または予定外休日の定義中に規定される事由を除く。）であって、これにより、(i)クレディ・アグリコル・CIBが本社債に基づく義務を遂行することが不可能となり、かつ、(ii)本社債に基づくクレディ・アグリコル・CIBの義務と同様の義務を遂行することが一般に不可能となるものの発生をいう。

「政府機関」とは、事実上または法律上の政府（またはその組織、手段、省もしくは局）、法廷、裁判所、行政機関もしくはその他の政府機関または特定通貨管轄地域の金融市場の規制を担う（民間または公共の）その他の事業体（中央銀行を含む。）をいう。

「政府機関債務不履行事由」とは、政府機関の借入金に関するもしくは政府機関により保証された証券または債務に関し、債務不履行、債務不履行事由またはその他の類似した状態もしくは事象（表現方法を問わない。）の発生をいい、(i)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、（適用ある猶予期間が効力を生じることなく）支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の全額の時機にかなった支払の不履行、(ii)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の宣言された支払猶予、停止、権利放棄、支払延期、支払拒否もしくは債務繰延、または(iii)証券、借入金に係る債務もしくは保証について、かかる義務のすべての所持人の同意を得ない、支払期限が到来した元金、利息もしくはその他の金額の支払条件の訂正もしくは変更を含むが、それらに限定されない。債務不履行、債務不履行事由またはその他の類似した状態もしくは事象の存在または発生の決定は、かかる証券、借入金に係る債務または保証の発行または締結をする、かかる政府機関の権限または能力の欠如または欠如の懸念を考慮せずに行われるものとする。

「特定通貨」とは、参照為替レートに関し、インド・ルピーをいう。

「特定通貨管轄地域」とは、特定通貨に関し、特定通貨が法定通貨である国家をいう。

「取引日」とは、2025年1月22日をいう。

「判定為替レート決定日」とは、下記「(c) 市場障害事由 (ii) 市場障害事由および予定外休日の帰結」に規定される意味を有する。

「複数為替レート事由」とは、参照為替レートに関し、これに係る為替レートが2またはそれ以上の数の為替レートに分立することをいう。

「予定観察日」とは、市場障害事由または予定外休日が発生しなければ観察日であった日をいう。

「予定外休日」とは、為替営業日以外の日であって、予定観察日の2為替営業日前のインド・ルピーの主要金融センター（計算代理人により決定される。）における現地時間午前9時を過ぎるまでに、当該予定観察日が為替営業日でないという事実を市場が（公表またはその他の公開情報により）認識していなかった日をいう。

「流動性欠如事由」とは、参照為替レートに関し、観察日（または観察日におけるレートが関連する価格ソースにより通常発表される日）において、最小額（1件の取引による場合または商取引上合理的な数の取引の合計で最小額に達する場合のいずれも含む。）に対するかかる参照為替レートの確定的な提示を受けることが不可能となったことをいう。

(c) 市場障害事由

(i) 市場障害事由

「市場障害事由」とは、参照為替レートに関し、(A)複数為替レート事由、(B)政府機関債務不履行事由、(C)流動性欠如事由、(D)状況激変事由、(E)価格ソース障害または(F)国有化事由のいずれかが発生することをいう。

市場障害事由の発生の有無は、計算代理人が誠実に判定するものとする。

(ii) 市場障害事由および予定外休日の帰結

観察日において参照為替レートに関連して市場障害事由または予定外休日が発生または継続している場合、以下のいずれかによる。

(A) 計算代理人は、観察日を延期することができる。この場合、観察日は、市場障害事由または予定外休日が存在しない翌為替営業日（以下「判定為替レート決定日」という。）とする。ただし、障害最終日（当日を含む。）までの各為替営業日がいずれも障害日である場合を除く。こ

の場合、(1)かかる日が障害日であるという事実にかかわらず障害最終日を観察日とみなし、(2)計算代理人は、実勢市場慣行に関係すると誠実に判断した入手可能なすべての情報を考慮し、誠実に行為した上で、市場障害事由または予定外休日の影響を受けた当該日の参照為替レートを誠実に決定する。

(B) 計算代理人は、実勢市場慣行に関係すると誠実に判断した入手可能なすべての情報を考慮し、誠実に行為した上で当該日の参照為替レートを決定する。

(A)計算代理人が、上記に従い関連する参照為替レートを決定することができない場合もしくは決定しない場合、または(B)かかる決定が、計算代理人の判断において、市場障害事由または予定外休日の発生に対する対処とならない場合、以下のいずれかによる。

(1) 計算代理人は、かかる市場障害事由または予定外休日に対処するために適切と思料する本社債の要項の調整を行い、また、かかる調整が効力を生じる日を定めることができる。かかる調整を行うにあたり、計算代理人は、発生した関連事象に伴い、銀行間市場において、外国為替デリバティブ取引について行われるであろう同等の調整を考慮し、また、計算代理人が（その単独の絶対的な裁量により）適切と判断する場合、かかる調整を実施するために、本社債の要項を修正することができる。

(2) 計算代理人が、上記(1)の調整を決定することができない場合または決定しない場合、クレディ・アグリコル・CIBは、その単独の絶対的な裁量により、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債につき、公正市場償還金額に相当する金額で償還することができる。支払は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知される方法によりなされる。

計算代理人は、障害日の発生がなければ観察日となっていたであろう日における市場障害事由または予定外休日の発生を、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、かかる市場障害事由または予定外休日の詳細およびそれに関して計算代理人により行われると提案された行為を示すものとする。

(d) 追加障害事由

(i) 追加障害事由

「追加障害事由」とは、法の変更、ヘッジ障害および／またはヘッジ費用の増加のいずれかをいう。

「ヘッジ障害」とは、クレディ・アグリコル・CIBおよび／またはその関連会社が商業上合理的な努力を尽くした上でも、(A)本社債を発行し、および本社債に関する自身の債務を履行する際に、クレディ・アグリコル・CIBおよび／またはその関連会社が、関連する価格リスク（為替リスクを含むが、これに限定されない。）をヘッジするために必要とみなす取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うことができないこと、または(B)当該取引もしくは資産の収益を制限されることなく実現、回収、支払、受領、本国へ送金もしくは振り替えることができないことをいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、クレディ・アグリコル・CIBおよび／またはその関連会社において、(A)本社債を発行し、および本社債に関する自身の債務を履行する際に、クレディ・アグリコル・CIBおよび／またはその関連会社が外国為替リスクをヘッジするために必要とみなす取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行うために、または(B)当該取引もしくは資産の収益を実現、回収もしくは支払うために、公租公課、費用または手数料（委託売買手数料を除く。）の金額が（取引日に存在する状況と比較して）著しく増加することをいう。ただし、か

かる著しく増加した金額が、クレディ・アグリコル・CIBおよび／またはその関連会社の信用力の悪化のみを原因として生じた場合は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「法の変更」とは、取引日以降に(A)適用法令（税法を含むが、これに限られない。）の採択もしくは変更により、または(B)適用法令の管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局における解釈の公表もしくは変更（税当局による措置を含む。）により、クレディ・アグリコル・CIBが、(1)クレディ・アグリコル・CIBおよび／もしくはその関連会社が参照為替レートに関係する関連ヘッジ・ポジションを保有、取得もしくは処分することが違法となったか、もしくはクレディ・アグリコル・CIBおよび／もしくはその個別の関連会社がかかるヘッジ・ポジションに関して締結した合意を維持することができなくなったか、または(2)クレディ・アグリコル・CIBおよび／もしくはその関連会社が本社債（または参照為替レートに関する関連ヘッジ・ポジション）に基づく債務を履行する際に費用が著しく増加する（租税債務の増加、税制優遇の減少または税務上のポジションに対するその他の悪影響によるものを含むが、これらに限られない。）と、その単独の絶対的な裁量により判断することをいう。

(ii) 追加障害事由発生 の帰結

取引日以後に追加障害事由が発生した場合、クレディ・アグリコル・CIBは、その単独の絶対的な裁量により、

- (A) 計算代理人に対して、かかる追加障害事由に対処するために、その単独の絶対的な裁量により適切と思料する本社債の要項に対する調整を行うように、さらにかかる調整が効力を生じる日を定めるように要求することができ、または
- (B) 上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債について公正市場償還金額に等しい額を支払うことにより償還することができる。支払は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知する方法によりなされる。

クレディ・アグリコル・CIBは、追加障害事由の発生時に、追加障害事由の発生を上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知するものとする。かかる通知は、その詳細と共にこれに関連する対策案を記載するものとする。

(e) その他の事由

本15項の前述の規定にかかわらず、本社債に対して重大な影響を与えると計算代理人が誠実に行為し判断するその他の事由が発生した（為替ヘッジ決済のための基準市場メカニズムの変動を含むがこれに限られない。）場合、

- (i) 計算代理人は、かかる事由に対処するために、適切と思料する本社債の要項に対する調整を行い、さらにかかる調整が効力を生じる日を決定することができ、または
- (ii) クレディ・アグリコル・CIBは、本社債の所持人に対して上記「9 通知」に従い通知した上で、本社債の全部（一部は不可）を、各本社債について公正市場償還金額に等しい額を支払うことによって償還することができる。支払は上記「9 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

計算代理人が本項(e)に基づき決定を行う際、クレディ・アグリコル・CIBは、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対してかかる決定に関する詳細を可及的速やかに通知するものとする。

(f) 発表、表示された為替レートの修正

観察日における参照為替レートの決定を目的として、ロイター・モニター・マネー・レート・サービスまたはその他の金融情報サービスより入手した情報に基づく参照為替レートは、最初に表示されてから1時間以内に、当該情報源により後で表示される情報に修正（もしあれば）が行われることがある。ただし、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、かかる修正を考慮するには実用的でないと決定する場合を除く。

計算代理人が、上記修正を認める場合、計算代理人はクレディ・アグリコル・CIBに対し、かかる修正、修正後の参照為替レート、および当初の参照為替レートに基づき本社債の所持人に支払が行われた場合（以下「当初金額」という。）は、修正後の参照為替レートに基づき本社債の所持人に支払われるべきである金額（以下「修正金額」という。）について通知するものとする。修正金額の通知にあたり、クレディ・アグリコル・CIBは、（修正金額が当初金額を上回る場合）追加額の支払または（修正金額が当初金額を下回る場合）当初金額が支払われた人物から回収（クレディ・アグリコル・CIBによる回収を目的として、当初金額から修正金額を差し引いた金額の、各本社債の比例分配額に等しい金額を、次の利払日（もしあれば）に支払われる各利息から控除する場合を含むが、支払われる各利息はゼロ以上とする。）のどちらかの必要または適切と考えられる行為を行うことができるが、義務ではない。上記にかかわらず、いかなる場合においても、クレディ・アグリコル・CIBは、いずれの決済機関からも金銭を回収する義務を負わない。計算代理人は、本項(f)の規定に基づき決定を行う義務を負わず、本項(f)に従い決定または決定されなかった事項に関し、いかなる者に対しても責任を負わない。

(g) 承継通貨

参照為替レートに係る参照通貨および基準通貨は、これを適法に承継する通貨（以下「承継通貨」という。）を含むものとみなされる。

ある国家が、発行日以後であるが本社債において支払が行われ得る日以前において、承継通貨のために、発行日において有効な通貨であって参照為替レートに係る参照通貨または基準通貨であるもの（以下「原通貨」という。）の適法な廃止、転換、通貨単位の変更または交換を行ったと計算代理人が決定した場合、原通貨額の計算またはその支払を目的として、原通貨額は、原通貨に対する承継通貨の割合を乗じることにより承継通貨に換算され、その割合は、かかる廃止、転換、通貨単位の変更または交換が行われた日として計算代理人により決定された日において、原通貨を承継通貨に転換した当該国家により定められた交換レートを基準として計算される。また、かかる日が複数ある場合、関連する日に最も近い日（または計算代理人の単独の絶対的な裁量により選択されるその他の日）が選択される。

前段落の規定にかかわらず、また次段落の規定に従い、計算代理人は（適用ある法律で認められる範囲において）、その単独の絶対的な裁量により、原通貨の承継通貨に対するその他の交換レートまたはその他の転換基準を選択することができ、かかる参照通貨または（場合により）基準通貨の廃止、転換、通貨単位の変更または交換について説明するため、本社債に関し、計算代理人が適切と決定する変数、計算方法、評価、清算、支払に関する条件またはその他の条件の修正を（もしあれば）行う。

上記の各規定にかかわらず、ユーロに置き換えられた参照通貨または基準通貨については、かかる置換えの結果は適用ある法律に従い決定される。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定し、欧州議会および理事会による2019年5月20日付指令（EU）第2019/879号によって改正された指令第2014/59/EU号（以下「銀行再生・破綻処理指令」または「BRRD」という。）は、健全性を欠くまたは破綻した関連する事業体に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を当局に提供するため、複数の立法文書によってフランスにおいて施行された。

BRRDに定められる意味および条件においてクレディ・アグリコル・CIBが破綻に陥っている、または陥る可能性があるとは判断された場合で、関連破綻処理当局がBRRDの破綻処理手法（事業売却、承継機関の設立、資産分離またはベイルインなど）のいずれかまたはそのうちのいくつかを適用する場合、クレディ・アグリコル・CIBの資産の売却による不足は、かかる事業体の無担保債権者の特定の請求権の未払額の部分的な減額（場合により、本社債を含む。）、または最悪の場合のシナリオでは、ゼロへの減額につながり得る。クレディ・アグリコル・CIBの無担保債権の請求権（場合により、本社債を含む。）はまた、通常の倒産処理手続における請求権の階層に従って、株式またはその他の所有権の商品に転換される可能性がある。株式およびその他の商品もまた、将来の消却、譲渡または希薄化（かかる減額または消却は、最初に普通株式等ティア1商品で行われ、その後減額、消却または転換はその他ティア1商品で、次にティア2商品およびその他の劣後債務、そして適格債務で行われる。）の対象となる可能性がある。関連破綻処理当局はまた、未払いの無担保債務証券（場合により、本社債を含む。）の条件の変更（満期の変更など）を求める可能性もある。

破綻リスクの存在するクレディ・アグリコル・CIBの破綻処理を進めるための公的財政支援は、ベイルイン手法を含む上記の破綻処理手法を評価および活用した後で、最終手段としてのみ、財政の安定を維持しつつ可能な限り最大限に使用される。

最後に、BRRDおよび破綻処理手続に関連する法律および規制に関する条文は継続的に変更されており、破綻処理手続の文脈において本社債の所持人に不利な取扱いをもたらす可能性のあるものを含め、将来改正される可能性がある。例えば、2023年4月18日、欧州委員会は、BRRD、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および特定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を確立する欧州議会および理事会による2014年7月15日付指令（EU）第806/2014号（その後の改正を含む。）ならびに預金保証制度に関する欧州議会および理事会による2014年4月16日付指令第2014/49/EU号（全面改正）（欧州委員会による提案）を改正することにより、銀行危機管理および預金保証に関する既存の欧州連合の枠組みを適応させ、さらに強化することを目的とした一連の立法措置を提示した。当該立法措置はさらなる立法手続の対象となるが、現在の形で実施された場合、優先シニア債務（本社債等）は、現在保護預金から除外されている大企業の預金およびその他の預金を含むクレディ・アグリコルCIBのすべての預金よりも支払権の順位が低くなる。その結果、（本社債等の）優先シニア債務の投資家が投資の全部または一部を失うリスクが高まる可能性がある。結果として、BRRDに基づく権限の行使またはかかる行使の提案は、本社債の所持人の権利、彼らの本社債への投資に係る価格もしくは価値および／またはクレディ・アグリコル・CIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙には、クレディ・アグリコル・CIBの名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人の名称を記載する。また、目論見書の表紙裏に以下の記述を記載する。

「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月25日満期 インド・ルピー建社債（円貨決済型）（以下「本社債」といいます。）の元利金は円貨で支払われますが、当該円貨額は当該支払前に決定される参照為替レートによってルピー額を換算したものとなりますので、日本円とインド・ルピー間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報 第2 売出要項 2 売出しの条件 社債の概要」をご参照下さい。」

「（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

「「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2030年2月25日満期 インド・ルピー建社債（円貨決済型）」の利金・償還金の本邦での実際のお支払いは、利払日・償還日の翌営業日以降となりますので、あらかじめご了承ください。」

さらに、目論見書の上記記載直後に、「外貨建て債券の契約締結前交付書面」と題する書面および「無登録格付に関する説明書」と題する書面を挿入する。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年12月期）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
2024年5月2日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

2024年6月中間期（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）
2024年9月20日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年1月31日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（2025年1月31日）現在、当該事項に係るクレディ・アグリコル・CIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし